



一定規模以上の事業用建築物の所有者等対象
事業系一般廃棄物減量計画書等に関する
説明会を開催します



2026年5月15日
環境部ごみ減量推進課
課長 伊東 洋祐
TEL: 924-2188

SDGs ターゲット 12.5 「廃棄物発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

本市では、本年度から一定規模以上の事業者の皆様へ「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成をお願いすることとしております。

この度、計画書の作成及び提出に伴う説明会を下記により開催いたしますのでお知らせいたします。

- 1 日時 5月18日(月) 13時30分から
- 2 会場 郡山市総合福祉センター 5階 集会室(郡山市朝日一丁目29番9号)
- 3 対象者 (1) 年間排出量が100トン以上の事業者
(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第2条第1項に規定する特定建築物を所有又は管理する事業者
・延床面積3,000平方メートル以上の図書館、美術館、遊技場、事務所、旅館等
・延床面積8,000平方メートル以上の幼稚園、小中高校、大学、専門学校、認定こども園等
(3) 大規模小売店舗立地法 第2条第2項に規定する大規模小売店舗を所有又は管理する事業者
・延床面積1,000平方メートル以上の店舗
- 4 その他 詳細はウェブページをご覧ください。
URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/55/152894.html>



<事業系一般廃棄物減量計画書>

毎年6月30日までに事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、令和8(2026)年度が初回提出となります。

また、第1回説明会を令和8年2月20日(金)郡山市中央公民館において実施いたしました。